

授業コード	JP42010010	開講年度・学期	2021年度後期
科目授業名	消費者法		
英語科目授業名	Consumer Law		
科目ナンバー	JAAPP8905	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	坂東 俊矢		
科目の主題	<p>消費者とは誰のことを指すのでしょうか？人は誰もが消費者として取引に関与します。そこでは、事業者間取引とは異なる視点での法による規律が求められています。消費者と事業者の間には構造的な格差があって、対等平等な当事者を前提とする従来型の民事法を適用するだけでは、適切、妥当な問題解決が図れないことが少なくないからです。消費者契約法や特定商取引法など、契約をめぐる消費者法は、理論的にも実務の観点からも重要な法規範になっています。もちろん、その法的な基礎に民事法理論があることも忘れてはなりません。言わば、民法を基礎に消費者救済のための法理は組み立てられているのです。一方で、食品偽装、欠陥製品などによる被害も、消費者をめぐる深刻な法律問題です。ここでも行政規制の実効性が問われるとともに、被害救済のための民事法理の検討が不可欠です。ネット通販やクレジットカードなど、判例理論や国際的な動向など、幅広い理解が不可欠な領域の消費者問題もあります。</p> <p>この講義では、消費者基本法に規定された消費者の権利という観点から、消費者被害の民事救済法理の基礎を学びます。また、消費者法の特質でもある行政規制についても必要な範囲で触れたいと思います。対象とする法令は、消費者基本法、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、製造物責任法です。適格消費者団体の役割にも言及する予定です。そこでは消費者裁判特例法も対象になります。</p> <p>なお、消費者法は立法、判例（裁判例）ともに、大きく変化している法領域です。消費者契約法や特定商取引法は2019年に改正法が施行されています。特定商取引法は、現在も改正の議論が続いています。この講義を行っているまさにその時にも重要な法改正や裁判所による判断が示されるかもしれません。講義内容は、それを反映したものになります。</p>		
授業の到達目標	<p>消費者をめぐる法的な紛争の現実とその解決に向けた法の役割について、民法を典型とする民事法との関係を踏まえて理解することがこの講義の到達目標です。</p> <p>また、消費者被害の法的な救済は、単に民事法理によってだけではなく、行政規制や消費者施策も重要です。とりわけ、消費者被害の拡大防止や未然防止に行政規制が果たす役割は重要です。もっとも、時間的に限られたこの講義では、民法との関係をとりわけ重視して、消費者被害の救済法理の意味を理解することに重点をおきます。</p>		
授業内容・授業計画 ①	<p>法科大学院の講義らしく、受講生の皆さんと対話をしながら授業をすすめます。消費者法は、それぞれの日常生活にかかわる法律問題です。まずは、生活感覚と皆さんの法律理解を基盤に、その解決のあり方を率直に議論しましょう。間違いを恐れる必要はありません。間違いを楽しむくらいの姿勢を持ちましょう。私は積極的な？間違いを怒る教師では絶対にありません。</p> <p>それから、当たり前ですが、講義に必要なものは法律の条文、関連する裁判例です。それぞれの講義時に具体的に指示をします。普通の六法でいいので、条文はいつでも確認できるようにしておいて下さい。</p> <p>講義計画は以下の通りです。</p> <p>第1回 消費者紛争とはどのような問題で、法はそれにどのような役割を果たしているのか？</p> <p>消費者紛争と消費者法のガイダンスをします。その際に、「消費者」とはどのような法的主体で、それに関する法制度はどのようなものであるかを考えてみましょう。また、消費者問題の調べ方も体験してみましょう。</p> <p>2004年6月2日に公布、同日施行された「消費者基本法」はわが国の消費者政策の基礎となる法律です。私たちの国の消費者政策と法がどのような傾向にあるのか。それについてもここで学びます。</p> <p>第2回 民法と消費者契約法理の交錯-未成年者取消権はなぜ消費者救済法理となったのか？</p> <p>消費者紛争を解決するために民法は重要です。とりわけ、未成年者取消権は、実質的には若者の契約に関する消費者被害の救済と予防に大きな役割を果たしています。茨木簡易裁判所判決昭和60年12月20日は簡易裁判所の判決ですが、とても重要な裁判例です。</p>		

第3回 消費者契約法(1)-消費者契約の定義と情報提供義務・不当勧誘による取消し
2001年に制定された消費者契約法は、その適用が「消費者契約」に限定されたわが国で最初の民事法です。消費者契約とはどのように定義されているか。消費者と事業者はどのようにとらえられているか。それが実際の消費者被害の救済にどのような意味を有するのか。不実告知を例に考えてみましょう。

第4回 消費者契約法(2)-不当勧誘による取消し
消費者契約法4条に規定された取消し原因について学びます。できるだけ具体的な事案を考えながら、その意味を理解しましょう。一方で、取消しが認められるための要件事実、その効果も大切です。また、第5条に規定する「媒介の委託を受けた第三者」、第7条「取消しの行使期間」についてもここで検討します。

第5回 消費者契約法(3)-不当条項の規制
消費者契約法8条~10条に規定された消費者契約における不当条項の無効について学びます。これも具体的な条項を想定して理解することが不可欠です。不当条項が無効となる要件を整理して理解しましょう。また、具体的な判例として、最高裁平成17年11月27日判決(大学全納学納金不返還特約事件)を学びます。

第6回 消費者団体訴訟制度-その意義と課題
消費者契約法の改正によって導入された適格消費者団体による消費者団体訴訟制度は、2007年6月から具体的な適用が開始されています。その内容と意味を、適格消費者団体のホームページなども参照しながら、学びます。また、消費者の被害を特定適格消費者団体が集団的に回復することができる消費者裁判手続特例法が2016年10月に施行されています。その内容も簡潔に理解しましょう。

第7回 特定商取引法(1)-特商法の改正経緯と法的性格
特商法が規制する7種類の規制対象の取引類型とその改正経緯、特商法の刑事規制、行政規制、民事ルールとしての法的性格についても整理します。消費者被害の救済法としての特商法の特質と意義について理解をして下さい。

第8回 特定商取引法(2)-クーリングオフを考える
消費生活センターでの消費者被害の救済にもっとも効果的であると言われているのが「クーリングオフ」です。クーリングオフは、現在は特商法だけでなく、様々な法律に規定されています。ここでは、特商法の訪問販売におけるクーリングオフの要件、効果を理解するとともに、クーリングオフに関する論点についての裁判例も検討します。

第9回 特定商取引法(3)-特定継続的役務提供の規制
特定継続的役務に関する特商法の規制を学びます。継続的なサービスは民法でも、請負や委任契約として規律されています。それに加えて消費者契約としての継続的サービスはどのように法規制されているのか。大手英会話学校(NOVA)の受講契約の中途解約に関する最高裁平成19年4月3日判決も検討します。

第10回 特定商取引法(4)-通信販売の規制とネット通販
ネット通販の取引額はコンビニの取引額を超えています。消費者取引としてネット通販は無視できない取引方法になっています。ネット通販は、通信販売として特商法の規制を受けます。その内容と課題とを、具体的な紛争を通して考えてみましょう。

第11回 ネットをめぐる消費者被害と法の対応
インターネットやスマホなどのモバイル通信に関する消費者紛争とその法律的な解決について学びます。電気通信事業法は、特商法の適用除外法律となっています。特商法と同等の消費者保護が図られていることがその理由ですが、ネット時代の消費者保護として機能しているのかを検討します。

第12回 割賦販売法とクレジットカード
わが国には、分割支払いが可能なカードと翌月一括払いのカードがあります。前者には割賦販売法が適用されますが、後者には法の規律は及ばず、もっぱら約款によって法的な責任が規定されています。わが国でもクレジットカードをめぐる、いくつかの重要な裁判があります。カードに関する裁判例なども通して、カード取引に関する消費者法理について学びます。

第13回 製品の欠陥と製造物責任法(1)-欠陥製品による被害救済法理
1995年に施行された製造物責任法(PL法)は、製品の欠陥に関する製造業者等の法的責任を「欠陥」責任と規定しました。その要件と効果について検討するとともに、法施行20年以上を経過して、製品の欠陥に基因する裁判がどのように機能しているかを考えます。なぜ、民法709条の不法行為では十分ではないのでしょうか?そのためにも、PL法の条文をていねいに読みましょう。

第14回 製品の安全性と製造物責任(2)-製品の欠陥に係る裁判理論
素材として、カプセル入り玩具の幼児の誤飲と製造物責任法に関する鹿児島地裁平成20年5月20日判決をとりあげて、裁判を通してPL法はどのような役割を果たしているのかを考えます。この事件は、カプセル玩具に製品としての欠陥を肯定しました。一方で、両親の過失を7割として、その責任も重く判断しています。この裁判が製品の安全性の向上にどんな役割を果たしたのか、それを考えることは法律家の役割を考えることそのものだと思います。

第15回 期末試験と振り返りの講義

<p>事前・事後学習の内容</p>	<p>それぞれの講義終了時に、次回の学習までに確認、検討いただきたい事項を示します。その中心は、次回のレジュメを参照して、どのような問題を検討するのか、その際に適用される法律は何で、それは従来の民事法理とどのような関係にあるのかを考えていただくことです。これが事前学習の基本です。また、講義で取り上げる条文を確認することも忘れないで下さい。</p> <p>事後学習としては、講義中に補充をして自分の理解のための資料となったレジュメを参照して、講義内容の振り返りをして下さい。また、その際に改めて関連する条文やその基礎となる民法などの教科書の確認を行って下さい。</p> <p>いずれにしても講義時に、必ず理解してもらいたいことや民法の復習として確認すべき事項を具体的に示します。忘れずに、それらの学習を行って下さい。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 期末試験が70%、途中で提出いただく予定の「レポート」が20%、講義への参加や議論への貢献（質問や講義時の発言など）を10%として、全体として評価します。</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>消費者法は、現場感覚あふれる法領域です。企業法務を担う実務家であれ、市民や消費者の人権を尊重する弁護士であれ、法律実務家として消費者法とのかかわりは不可欠です。講義はLIVEです。講義を通して、消費者問題に法をあてはめて解決することの面白さと大変さを感じていただきたいと思っています。何よりも大切なことは講義に出席して、その議論に参加することです。お互いの努力で楽しい時間にしましょう。</p>
<p>教材</p>	<p>教科書は指定しません。消費者法は度々改正がされています。できるだけ新しい書籍を参考図書として下さい。参考書としては、中田・鹿野編『基本講義 消費者法 第4版』（日本評論社）、島川・坂東編『判例から学ぶ消費者法 第3版』（民事法研究会）、谷本・カライスコス・坂東『これからの消費者法』（法律文化社）を推薦します。また、廣瀬・河上『消費者法判例百選 第2版』（有斐閣）も参考にして下さい。必要な裁判例については指示します。六法は『消費者六法2021年度版』（民事法研究会）が便利ですが、講義時には通常の六法を持参いただければ結構です。また、国民生活センターや消費者庁のホームページには学習の参考になる資料やデータが多数、掲載されています。これも講義中に指示します。</p>